

鶴岡市建築物耐震改修促進計画

(案)

鶴 岡 市

平成29年3月

目次

はじめに	3
1. 目的	3
2. 計画の位置付け	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 計画期間	4
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
(1) 想定される地震の規模	4
(2) 想定される被害	5
(3) 耐震化の現状等	5
(4) 耐震改修等における用途別目標の設定	9
4. 建築物耐震化促進の基本方針・支援策等の総合的な安全対策	12
(1) 基本的な取組方針	12
(2) 促進を図るための基礎調査及び支援策	13
(3) 改修実施への環境整備	13
5. 建築物の耐震性向上に関する啓発	14
(1) 地震ハザードマップの作成・公表	14
(2) 広報及びホームページの活用	14
(3) 相談体制・情報提供の充実	14
(4) 自主防災組織との連携	15
(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化	15
(6) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化	15
6. 所管行政庁との連携等	16
(1) 指導・助言の実施	16
7. その他関連施策等	16
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画	16
(2) 住宅性能表示制度の活用	16
(3) 土砂災害等危険住宅移転事業の推進	16
(4) 減災対策の推進	16
(5) 地震保険加入の推進	16

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建築物の倒壊や火災等により多数の人命や財産が奪われました。この震災が教訓とされ、既存建築物の耐震性の強化は様々な防災対策のなかでも緊急性の高いものとして広く認識されるようになり、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、その後、平成18年と平成25年に法改正をおこないながら、建築物の耐震化についてより一層の耐震化促進を図っています。

平成25年11月に施行された法改正では、旧耐震基準で建てられた不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する一定規模以上の建物等の所有者に対し、耐震診断の義務化と結果の公表が課されており、現在の耐震基準を満たさない既存建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震に対する建築物の被害を未然に防止し、その安全性を確保する内容となっています。

近年では平成16年及び平成19年に発生した新潟県中越地震、能登半島地震及び新潟県中越沖地震が発生しており、また平成23年3月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者2万人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大災害も発生しております。さらには、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震においては、震度7の地震がたて続けに発生し全壊約8,300棟におよぶ大きな地震が発生しており、本市においても大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況であります。

山形県では、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会より県内各地域断層帯を震源とする地震の長期評価の公表を受け、それを基に被害想定調査を行っており、庄内地域における「庄内平野東縁断層帯」では全壊棟数が約11万棟の甚大な被害が発生するとされています。

このような状況を踏まえ、「山形県建築物耐震改修促進計画」の平成28年11月改定に基づき、本市においても、今後発生する可能性のある地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、昭和56年以前の既存住宅・建築物の耐震性能の向上を図るための基本的な施策に係る「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」を改正し、市民の安心・安全の確保に努めることとするものです。

1. 目的

「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」（以下「耐震改修促進計画」という。）は、市民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、国や山形県等と連携しつつ耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みについて定めることを目的とする。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

「耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号 以下「耐震改修促進法」という。）及び「山形県建築物耐震改修促進計画」（以下「山形県耐震改修促進計画」という。）に基づき、「鶴岡市地域防災計画」を上位計画とし地域の実情を勘案し、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

(法律) 災害対策基本法・建築基準法・耐震改修促進法

(国) 防災基本計画・官庁施設の総合耐震計画基準

(県) 山形県地域防災計画・山形県建築物耐震改修促進計画
山形県公共施設等耐震化基本指針

(市) 鶴岡市地域防災計画・鶴岡市建築物耐震改修促進計画・鶴岡市公共施設等総合管理計画

(2) 計画期間

計画期間は、平成 19 年度から「山形県耐震改修促進計画」期間の平成 32 年度までとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模

平成 17 年 4 月に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会において、遊佐町から本市藤島地域にかけて確認されている「庄内平野東縁断層帯」の長期評価が公表され、今後 30 年以内においてマグニチュード 7.5 程度の地震が発生する確率が最大 6% とされ、その他の断層帯の発生確率に比べ高い状況にある。

表1 想定地震

断層名	地震の規模 マグニチュード	位置	断層の長さ (km)	発生確率	
				30年以内	100年以内
庄内平野東縁断層帯	M7.5程度	遊佐町～鶴岡市藤島地域	約38	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%
山形県沖の地震	M7.7程度	1833年の庄内沖地震発生域	北側50 南側70	50年以内 ほぼ0%	

(参考)

新庄盆地断層帯	M7.1程度	新庄市～舟形町	11～22	0.6～5%	2～20%
山形盆地断層帯	M7.8程度	大石田町～上山市	約60	ほぼ0～7%	ほぼ0～20%
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51	0.02%以下	0.1%以下

※ 県危機管理課資料による。ただし「山形県沖の地震」は地震調査研究推進本部資料 平成 23 年 5 月現在

(2) 想定される被害

庄内地域においては、震度6強以上の地域が震源断層帯付近に分布し、特に震源断層帯の西側では強い地震が予想される。震源から離れた最上地域の一部においても震度6弱の地震が発生し、県内の広い範囲で震度5強以上の地震が発生するとし、全壊が3,368棟、及び半壊が7,402棟におよぶ被害想定をしている。

表2 想定被害

地域名	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	避難者
鶴岡地域	2,440	5,526	205	1,618	9,013
藤島地域	539	920	55	673	1,277
羽黒地域	260	555	27	419	725
櫛引地域	119	327	13	257	434
朝日地域	10	58	2	74	154
温海地域	0	16	0	0	72
計	3,368	7,402	302	3,041	11,675

※ 発生時は冬季の早朝を想定（山形県調査）平成18年6月公表データ

(3) 耐震化の現状等

① 住宅の現状

平成25年度住宅・土地統計調査の統計数値と調査以降の新設住宅着工戸数及び除却統計戸数より推定すると、本市の住宅総数は41,771戸があり、構造別では戸建木造住宅が34,865戸で83.6%と高い比率を占める。

また、昭和56年6月1日以降（以下「昭和57年以降」とする。）に建設されたものが24,838戸で59.5%となっており半数を超えてはいるが昭和56年5月31日以前（以下「昭和56年以前」とする。）に建設されたものが16,933戸で40.5%を占めている。その内、県の住宅耐震化率算定に準じた耐震性が不十分とする戸数は10,465戸で25.6%を占めている。その内、10,177戸と97%を占めている戸建木造住宅の耐震化が急がれる状況となっている。

表3 住宅の建設年代別戸数及び耐震化率（平成28年4月1日現在） 単位：戸

建設年代	戸建木造住宅	左記以外の住宅	合計
昭和35年以前	3,920	210	4,130
昭和36年～45年	3,630	290	3,920
昭和46年～55年	7,730	660	8,390
昭和56年1月～5月	262	49	311
建築年代不詳	684	53	737
除却戸数（昭和56年以前）	-515	-40	-555
① 小計（昭和56年以前）	15,711	1,222	16,933 40.5%
② ①の内、耐震性有	4,714	928	5,642
③ ①の内、耐震改修をした	820	6	826
昭和56年6月～平成2年	6,028	1,131	7,159
平成3年～平成7年	3,580	790	4,370
平成8年～平成12年	3,160	1,070	4,230
平成13年～平成17年	2,250	1,140	3,390
平成18年～平成22年	1,600	970	2,570
平成23年～平成25年9月	810	70	880
平成25年10月～平成28年3月	891	265	1,156
建築年代不詳	835	248	1,082
④ 小計（昭和57年以降）	19,154	5,684	24,838 59.5%
合計 ①+④	34,865 83.6%	6,906 16.4%	41,771 100%
耐震性あり ②+③+④	24,688	6,618	31,306 74.9%
耐震性なし ①-②-③	10,177 (97.2%)	288 (2.8%)	10,465 25.1%

※平成25年度住宅・土地統計調査及び山形県新設住宅着工統計、鶴岡市の除却統計調査票より推定。（戸建木造住宅以外の住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、長屋、共同住宅が含まれる）

※（ ）内数値は、耐震性がない住宅10,465戸に対する率

①-a 住宅の耐震化率の推定

耐震化率については、昭和56年以前のものであっても耐震診断の結果、耐震性を満たすものがある場合も考えられ、県の住宅耐震化率算定に準じた方法により、推定しており、表4の74.9%をもって本市の耐震化率とする。

表4 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 41,771 戸	昭和 57 年以降又は 耐震性を満たすもの	31,306 戸 耐震化率= 74.9%
	昭和 56 年以前 耐震性が不十分なもの	10,465 戸 25.1%

注) 木造住宅の耐震基準は昭和 25 年に建築基準法が制定されて以来、昭和 34 年及び昭和 56 年には筋かい等を設置する耐力壁に係る「壁量規定」について改正されたことにより強化されている。

また、その後の阪神・淡路大震災の被害状況を受け、平成 12 年には耐力壁の配置に係わるバランス計算等について規定する改正がおこなわれているが、特に昭和 56 年の改正では木構造の他、鉄筋コンクリート構造等における耐震設計法が抜本的に改正されたことにより、現在は通称「新耐震設計基準」といわれている。

② 建築物

a 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法で定められている建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築確認を受けて建築された建築物とされており、幼稚園及び保育園は階数 2 以上かつ 500 m²以上、小中学校及び老人ホーム等は階数 2 以上かつ 1,000 m²以上、体育館は階数 1 以上かつ 1,000 m²以上、及びその他の施設については階数 3 以上かつ 1,000 m²以上等とされている。

表5 特定既存耐震不適格建築物耐震化状況

平成 28 年 4 月現在

用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済
小中学校(2F以上)	31	31	3	22	病院・診療所	3	1	0	1
学校(上記以外)	6	6	0	5	劇場・集会所	0	0	0	0
体育館(一般供用)	0	0	0	0	店舗等	6	0	0	0
老人ホーム等	1	0	0	0	ホテル・旅館	16	2	1	0
幼稚園・保育園	1	0	0	0	公共庁舎等	15	11	9	0
危険物貯蔵施設等	1	0	0	0	その他	7	2	1	1
賃貸住宅等	4	1	1	0	合計	91	54	15	29

※ 耐震化済みには、耐震性有り・耐震改修実施・建替済みを含む。

※ 構造上独立している棟を一棟としている。

a-1 緊急輸送道路沿道にある特定既存耐震不適格建築物

緊急輸送道路については、山形県地域防災計画（震災対策編）における緊急輸送路を「山形県耐震改修促進計画」で避難や援助物資の輸送などにおいて重要な道路として、防災拠点、主要な都市間及び他県を連絡する国道や県道等をあらためて指定する予定にしておき、災害時に倒壊の恐れのある沿道建築物により通行の妨げにならないように、所有者は耐震改修促進法第14条に基づき、耐震改修等の実施に努めるものとする。

表6 緊急輸送道路沿道にある特定既存耐震不適格建築物耐震化状況 平成28年4月現在

用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済
小中学校(2F以上)	0	0	0	0	病院・診療所	1	0	0	0
学校(上記以外)	0	0	0	0	劇場・集会場	0	0	0	0
体育館(一般供用)	0	0	0	0	店舗等	1	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	ホテル・旅館	6	0	0	0
幼稚園・保育園	0	0	0	0	公共庁舎等	0	0	0	0
危険物貯蔵施設等	0	0	0	0	その他	2	1	1	1
賃貸住宅等	0	0	0	0	合計	10	1	1	1

※ 耐震化済みには、耐震性有り・耐震改修実施・建替済みを含む。

※ 構造上独立している棟を一棟としています。

b 公共施設

市が所有する公共施設 507 棟の中で昭和 56 年以前に建設されたものは 30.0%を占めている。

災害時における防災活動拠点、避難施設及び救急救命施設等の耐震化率は、医療機関等で 100%、小中学校で 96.7%となっているものの、消防署 81.8%、及び市庁舎等 72.0%となっており、耐震化率が比較的低い状況となっていることから、優先度等を整理し計画的な建替え又は耐震改修を実施する必要がある。

また、平成 28 年度に策定の鶴岡市公共施設等総合管理計画により、施設管理の適正化を図り、耐震化及び老朽化対策を計画的に実施していくものとする。

表7 市有施設(防災活動拠点施設等となる建築物)施設区分別耐震改修等状況

平成29年2月現在

施設区分	全棟数 A	S57年	S56年	S56年 以前建 築の全 棟数に 占める 割合 C/A	耐震診 断実施 済棟数 D	改修等				耐震診 断未実 施の棟 数 I=C-D	耐震化 済の棟 数 J=B +E+ G	耐震化 未実施 の棟数 K=H +I	耐震診断 実施率 D/C	耐震化 率 J/A
		以降建 築棟数 B	以前建 築棟数 C			不要な 棟数 E	必要な 棟数 F	改修済 棟数 G	改修未 実施棟 数 H					
① 庁舎等	25	16	9	36.0%	5	2	3	0	3	4	18	7	55.6%	72.0%
② 消防本部・消防署	11	9	2	18.2%	0	0	0	0	0	2	9	2	0.0%	81.8%
③ 医療機関等	13	10	3	23.1%	3	1	2	2	0	0	13	0	100.0%	100.0%
④ 小・中学校等	150	97	53	35.3%	53	16	37	32	5	0	145	5	100.0%	96.7%
⑤ 公民館等	64	48	16	25.0%	8	5	3	1	2	8	54	10	50.0%	84.4%
⑥ 福祉施設	44	32	12	27.3%	4	4	0	0	0	8	36	8	33.3%	81.8%
⑦ 文化・社会教育・体育 施設	78	55	23	29.5%	0	0	0	0	0	23	55	23	0.0%	70.5%
⑧ 公営住宅	44	26	18	40.9%	18	18	0	0	0	0	44	0	100.0%	100.0%
⑨ その他の施設	78	62	16	20.5%	0	0	0	0	0	16	62	16	0.0%	79.5%
合計	507	355	152	30.0%	91	46	45	35	10	61	436	71	59.9%	86.0%

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200㎡を超えるもの。

(4)耐震改修等における用途別目標の設定

住宅・建築物の耐震化については、庄内平野東縁断層帯を震源とする地震災害における被害を最小限にするため、耐震化を促進するものとし、国及び県の目標と同じ耐震化率を目指すものとする。

また、市有施設である公共施設については、災害時における活動拠点など重要な施設となることから、県の協力の下、優先度などを勘案しながら計画的に耐震化の促進を図るものとする

① 住宅

耐震診断については、今後耐震化が必要とされる、昭和56年以前に建設された約10,465戸の住宅のうち、少なくとも平成32年度までに概ね200戸程度の耐震診断を実施し、耐震改修促進誘導に係る主要施策として行うものとする。

また、計画的に個別訪問を行うなどして、住宅耐震化へのアクションを行うと共に、住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯については、応急対応として、家具の転倒防止対策や寝室または居間のみの耐震補強、耐震ベッドを設置する等、減災対策をおこなう事も有効であるので、チラシ等を配布しながら推進を図る。

○ 住宅の平成32年度における耐震化率目標

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
74.9%	95%

○ 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率95%を達成するためには、平成25年住宅・土地統計調査の統計数値と調査以降の新設住宅着工戸数及び除却統計戸数より推計した「耐震性なし」の10,465戸について耐震改修が必要となる。鶴岡市の住宅の傾向としては、平成19年度時点で住宅総数44,500戸に対して、平成27年度時点の住宅総数が41,771戸と減少していることから、今回推計した「耐震性なし」の住宅戸数より今後の耐震化目標の設定を行う。

市で実施している木造住宅耐震診断事業の実績については、平成19年度から平成28年度までの10年間で、186戸の木造住宅の耐震診断を行いながら、住宅の耐震化を進めておりますが、今後5年の間に「耐震性なし」10,465戸の95%である、9,942戸の耐震化を行うためには、事業としての耐震診断はもとより、住宅の相談会等を活用した無料の診断体制を充実させながら、年間50件の木造住宅の耐震診断を行い、耐震改修に繋げていく。

② 建築物

民間施設で、特定建築物の対象建築物とされているものは比較的少ないものの、多数の市民が利用するものなどで耐震診断、耐震改修を急がなければならないものについては、所管行政庁である県と協力し、耐震化についての指導に努めるものとする。

また特定既存耐震不適格建築物においては、民間施設の耐震診断・耐震改修が遅れているので、耐震診断未了となっているものについては、早急に診断を行い耐震化に繋げていく。

公共施設については、耐震改修に係る計画等を策定し、計画的に防災活動施設や避難施設を優先的に耐震改修について推進するものとする。

a 特定建築物(不特定多数の市民が利用する一定規模以上の建築物)

多数の市民が利用する建築物の耐震化率の目標を 95%とし、公共施設と同様に避難及び救急医療施設となる民間建築物の学校、病院の他、緊急輸送路などを倒壊のために閉塞する恐れのある建築物については、耐震化率 95%以上を目標とし、所管行政庁である県と協力し耐震化に関することなどの指導等に努める。

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
83.0% (81%)	95%

※目標達成のため、47棟(14棟)の耐震化に努める。

※()内については緊急輸送道路沿道特定建築物

b 公共施設

① 市有施設については、防災活動拠点施設として防災上重要な機能を確保し、市民が安心・安全に利用できるようにするために、県の耐震化率の目標と同様とし、耐震化を目指すものとする。

② 市有施設については、「山形県公共施設等耐震化基本指針」等を参考とし、「鶴岡市公共施設等耐震化指針」(仮称)等を策定し、計画的に耐震診断、耐震改修を推進するものとする。

○ 小中学校

児童・生徒の安全と災害時における地域の避難所となるため、優先的な耐震化が急務である。

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
96.7%	100%

※目標達成のため、5棟の耐震化に努める。

○ 庁舎等(庁舎・消防)

災害時の災害応急対策及び救急・救助活動等実施拠点施設であることから優先的な耐震化が急務である。

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
67.6%	100%

※目標達成のため、9棟の耐震化に努める。

○ 公営住宅

耐震化は完了済

平成27年度耐震化率	平成32年度耐震化率目標
100.0%	100%

4. 建築物耐震化促進の基本方針・支援策等の総合的な安全対策

(1) 基本的な取組方針

市は、市内の住宅・建築物の所有者が自ら耐震化に努めることを基本とし、県及び建設関係団体等と共に、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じて行くものとする。

市有施設等については、速やかに「鶴岡市公共施設等耐震化指針」(仮称)等を策定し、各区域の災害拠点施設等となるものについては優先的に耐震化を図るものとする。

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号。)により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられています。

また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断

の結果の報告が義務化され、県より結果が公表されることとなった。

このことから、市内の住宅・建築物の所有者・管理者が自ら耐震化に努めることを基本としながら、県や市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

(2) 促進を図るための基礎調査及び支援策

市は、住宅・建築物耐震改修促進を図るため、県の支援・協力を得ながら防災拠点施設等に通ずる避難路等の現況調査を行い、沿道住宅・建築物耐震改修促進基礎資料を整備すると共に耐震診断・耐震改修等に係る支援事業を実施するものとする。

① 避難所などの防災拠点施設に通ずる避難路等調査

避難場所及び防災拠点施設に避難する際の避難路の幅員等を調査し、倒壊等により当該避難路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修促進に係る基礎資料とする。

② 「鶴岡市木造住宅耐震診断事業」「耐震改修事業」の実施

昭和56年5月31日以前に建築され、比較的、耐震性の劣る在来木造住宅の耐震診断を行う所有者の方に対し、本市登録耐震診断士を派遣するとともに診断費用に対し助成を行う。

また、耐震改修事業（木造住宅耐震工事助成事業）についても、平成24年度より実施し、引き続き改修費用に対し助成を行う。

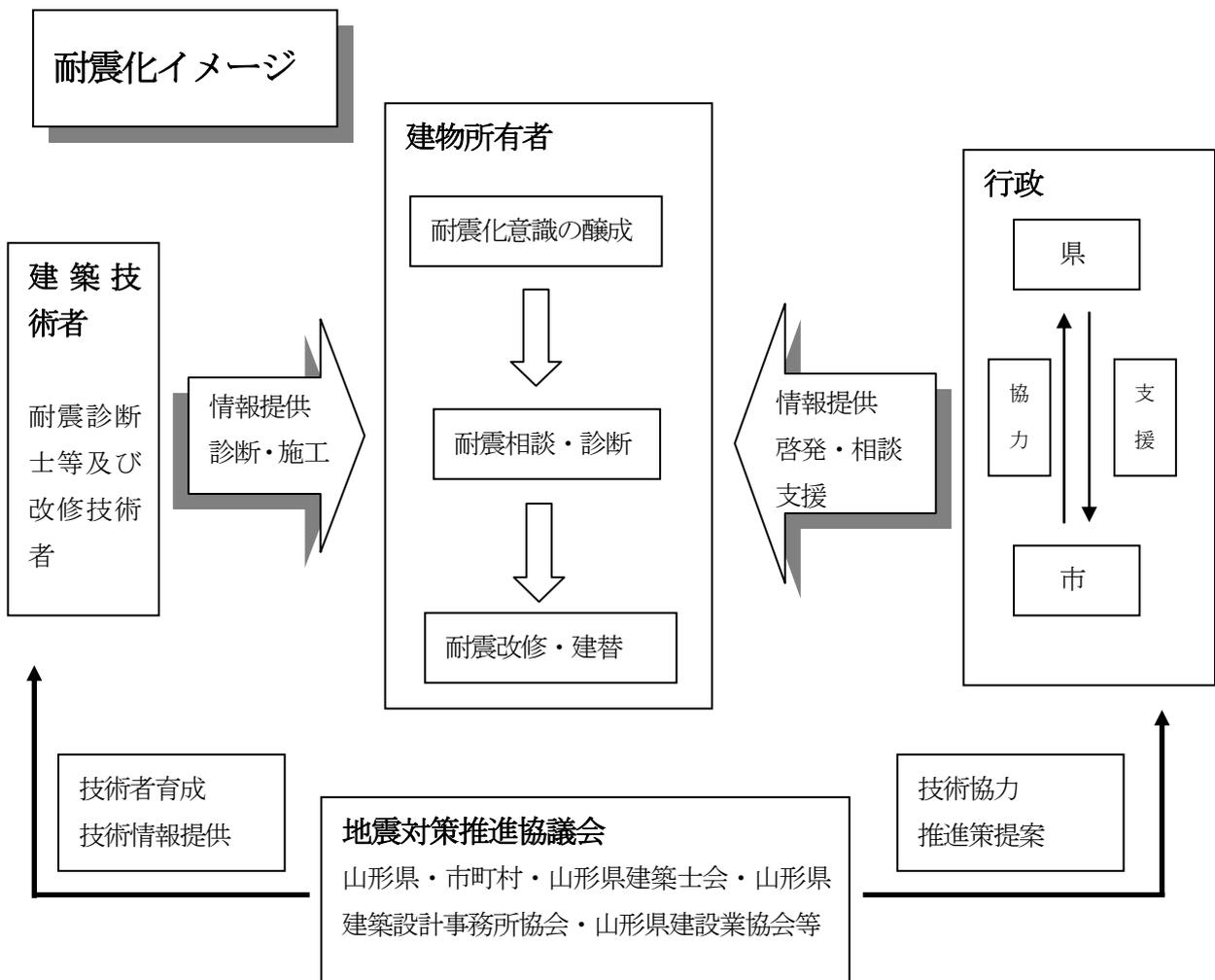
③ 「鶴岡市危険ブロック塀等除却促進事業」の実施

小中学校の半径500m以内のスクールゾーン内及び津波ハザードマップに表示されている避難路にて、老朽化等により、倒壊などの危険性のあるブロック塀等の除却を行う所有者に対し、除却費用の一部に対し助成を行う。

(3) 改修実施への環境整備

市民が安心して耐震改修を行えるよう、建設関係団体等の参加を促し、県が耐震診断及び耐震改修などの総合的な推進を目的として設立した「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」に参画すると共に、住宅の無料耐震診断を行うなどの耐震化の普及・情報提供等を行う相談窓口としての役割を果たして行くものとする。

また、安心して相談や診断・改修を依頼できるように、建築士の方を対象に県又は市等が行う診断等に係わる技術講習会の受講者を対象に耐震診断士として登録できる制度を整備しており、窓口等において、市で行っている木造住宅耐震診断事業や耐震改修事業についての情報提供を行うものとする。



5. 建築物の耐震性向上に関する啓発

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

市は、山形県から震度マップに係るデータの提供を受け、「地盤の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップを作成し、住宅・建築物の耐震改修促進に係る啓発活動等に資するものとする。

(2) 広報及びホームページの活用

市が定期的に発行する公報やホームページに耐震診断事業等について掲載し、広く市民に耐震化に関する情報を提供し、耐震化の啓発を行う。

(3) 相談体制・情報提供の充実

耐震診断・改修等については、平成7年から「地震に強い住まいをめざして」として「耐震診断・改修相談窓口」を設置し、リフォーム等を含む相談に対応してきており、また、

平成17年度からは設計図書に基づき、一般診断法（財団法人 日本建築防災協会）による無料の耐震診断を行っている他、鶴岡市木造住宅耐震診断事業を平成19年度から実施し、市に登録された耐震診断士による耐震診断・耐震補強設計の提案を行っている。今後も、耐震診断・耐震改修について充実した情報を市民に対しわかりやすく提供し、耐震改修などの普及・啓発に努めるものとする。

また、住宅に係るイベント開催などの機会を捉え、リフォーム相談等においても耐震診断・耐震改修等の重要性について無料相談及び診断等により理解を深めることができるような啓発活動を行うものとする。また、住民などが多数集まる町内会等の公民館についても、県の協力を得ながら耐震化を促進するポスター等を掲示する。

耐震改修においては、耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として、「山形県住宅リフォーム総合支援事業補助金」の活用や、住宅の建替え促進については「山形の家づくり利子補給」の利用について、相談窓口等において積極的にPRし、耐震改修促進に努めるものとする。

(4) 自主防災組織との連携

各地域の自主防災組織と連携し、防災訓練等において、災害時における避難路確保の重要性についての理解を得ながら、耐震改修等の啓発に努めると共に、これまでの地震災害において、転倒してきた家具等により被害を受けている教訓を生かし、自らできる転倒防止策などについて、パンフレットを活用しながら普及・啓発を行う。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

改正法により、不特定多数及び避難弱者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに、所管行政庁へ報告することが義務化され、平成28年11月16日に公表となった。さらに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修が実施されるよう、県と協働して啓発及び支援策を策定し、可能な範囲で実施するとともに指導及び助言を行う。

(6) 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化

地震発生時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関し、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の道路として指定すべきかについて、県と検討を行う。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

鶴岡市地域防災計画において指定する地区の避難所に通ずる避難道路

6. 所管行政庁との連携等

(1) 指導・助言の実施

山形県と協力し、地震時における窓ガラスや天井の落下及びエレベーターの閉じこめなどが発生する恐れのあることなども含め、特定建築物について耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保する必要があると認められる場合には、所有者に対し、指導及び助言等に努めるものとする。

7. その他関連施策等

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会への参画

市は、山形県が住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があることから設立した協議会に、耐震化に関する専門的な情報を市民に解りやすく提供するため積極的に参画するものとする。

(2) 住宅性能表示制度の活用

地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して耐震化に努めるよう指導を行うとともに、耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るための普及啓発を行う。

(3) 土砂災害等危険住宅移転事業の推進

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、県知事が指定した「土砂災害等特別警戒区域」に存在する危険住宅については、土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

(4) 減災対策の推進

住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯の住宅については、応急対応として、寝室または居間の耐震シェルターによる補強や防災ベッド等の設置により、家具の転倒防止や天井落下等の危険から身を守る対策も有効であるので推進を図る。また、高齢者減災アドバイス事業について県と共に行い、高齢者のみ世帯住宅の減災対策の普及・啓発に努める。

(5) 地震保険加入の推進

住宅の耐震化とともに、いざというときの保険として、地震保険の加入の推進を図るための普及啓発を行う。

資料編

目次

1) 計画策定委員会設置要綱	18
2) 鶴岡市地震ハザードマップ	別紙

1) 鶴岡市建築物耐震改修促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 鶴岡市内の既存建築物の耐震改修を促進させる計画を策定するため、鶴岡市建築物耐震改修促進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項に掲げる事務を所掌する。

- (1) 鶴岡市内既存建築物の耐震改修を促進するための施策等の検討に関すること。
- (2) 鶴岡市建築物耐震改修促進計画の立案に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員並びにアドバイザーをもって組織する。

- 2 委員長は建設部建築課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故ある時は、建設部建築課建築指導主査がその職務を代理する。
- 4 委員及びアドバイザーは、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(策定委員会)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 鶴岡市内既存建築物の耐震改修を促進するための具体的な施策等を調査・検討するため、策定委員会の下に作業部会を置くものとする。

- 2 作業部会は、班長及び班員並びにアドバイザーをもって組織する。
- 3 班長は、建設部建築課建築指導主査をもって充てる。
- 4 班長に事故ある時は、建設部建築課建築指導係長がその職務を代理する。
- 5 班員及びアドバイザーは、別表2に掲げる所属の実務担当職員をもって充てる。
- 6 作業部会は、班長が招集し、その総括者となる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、建設部建築課に置き、策定委員会の運営に係る事務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年8月22日から施行する。

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

別表1 鶴岡市建築物耐震改修促進計画策定委員会構成員

委員長	建設部建築課	課長
委員	総務部総務課	総務課長
〃	総務部財政課	財政課長
〃	総務部契約管財課	契約管財課長
〃	企画部政策企画課	政策企画課長
〃	市民部防災安全課	防災安全課長
〃	健康福祉部福祉課	福祉課長
〃	健康福祉部子育て推進課	子育て推進課長
〃	教育委員会管理課	管理課長
〃	消防本部総務課	総務課長
〃	藤島庁舎総務企画課	総務企画課長
〃	羽黒庁舎総務企画課	総務企画課長
〃	櫛引庁舎総務企画課	総務企画課長
〃	朝日庁舎総務企画課	総務企画課長
〃	温海庁舎総務企画課	総務企画課長
アドバイザー	(一社)山形県建築士会鶴岡田川支部	支部長
〃	(一社)山形県建築士事務所協会	理事

別表2 作業部会構成員

班長	建設部	建築課
班員	総務部	総務課
〃	総務部	財政課
〃	総務部	契約管財課
〃	企画部	政策企画課
〃	市民部	防災安全課
〃	健康福祉部	福祉課
〃	健康福祉部	子育て推進課
〃	教育委員会	管理課
〃	消防本部	総務課
〃	藤島庁舎	総務企画課
〃	羽黒庁舎	総務企画課
〃	櫛引庁舎	総務企画課
〃	朝日庁舎	総務企画課
〃	温海庁舎	総務企画課
アドバイザー	(一社)山形県建築士会	鶴岡田川支部事務局
〃	(一社)山形県建築士事務所協会	理事